

看護職員1人あたりインシデント・アクシデント報告件数

■ 指標の説明・定義

DiNQL では厚生労働省の考え方と国立大学医学部附属病院医療安全管理協議会が定めたインシデント影響度分類を鑑みて、影響度分類のレベル0と1をインシデント、レベル2以上をアクシデントと定義しています。

レベル	患者の状態
レベル0	エラーや医薬品・医療用具の不具合が見られたが、患者には実施されなかった 原疾患の自然経過による死亡
レベル1	患者への実害はなかった(何らかの影響を与えた可能性は否定できない)
レベル2	処置・治療は全く要せず(患者観察の強化、バイタルサインの軽度変化、安全確認のための検査の必要性が生じたものを含む)
レベル3a	簡単な処置・治療を要した(消毒、湿布、皮膚の縫合、鎮痛薬の投与など)
レベル3b	濃厚な処置・治療を要した(バイタルサインの高度変化、入院日数の延長、外来患者の入院、骨折など)
レベル4a	永続的な障害・後遺症が残ったが、有意な機能障害や美容上の問題はない
レベル4b	永続的な障害・後遺症で、有意な機能障害や美容上の問題を伴う
レベル5	死亡(原疾患の自然経過によるものを除く)

■ 当院の特徴

京大病院全体のインシデント報告件数は年間1万件程度(2017年度は11056件)あります。そのうち看護師による報告は約8割に上りますが、看護師による報告の約9割はレベル0-2です。影響度分類の低い報告を増やすことで、未然に対策を講じることができると考えています。

インシデント報告を受けて対応すべき事象や啓蒙すべき事象については、週1回医療安全小委員会で30事例ほどを審議し、そのうち5事例を医療安全管理委員会に報告しています。また、職員全体に対しては、リスクマネージャー会議で警鐘事例や協議事例として取り上げ、検討・周知しています。

■ 2017年度 看護職員1人あたりインシデント・アクシデント報告件数

	一般病床		精神病床	
	京大病院	全病院 (494件)	京大病院	全病院 (78件)
25パーセンタイル	0.336件	0.233件	0.336件	0.248件
中央値		0.327件		0.315件
75パーセンタイル		0.439件		0.428件

注1) DiNQL では発見者が看護師であっても当事者が医師や薬剤師等の他職種の報告は除くとあるが、当院においてはそれらも含む。

■ 看護職員1人あたりインシデント・アクシデント報告件数 算定式

看護職員1人あたりインシデント・アクシデント報告件数 = (看護職が報告したインシデント・アクシデント件数 ÷ 病院の常勤看護職員数)